

令和4年
第2回多摩市議会
定例会

委員会提出議案

多摩市議会

委員会提出議案第2号

女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書

上記の議案を地方自治法第109条第6項及び会議規則第13条第2項の規定により別紙のとおり提出する。

令和4年6月30日

提出者	多摩市議会生活環境常任委員長	松田だいすけ
-----	----------------	--------

賛成者	多摩市議会生活環境常任委員	大くま真一
-----	---------------	-------

同	同	岩崎みなこ
---	---	-------

同	同	岩永ひさか
---	---	-------

同	同	本間としえ
---	---	-------

同	同	藤原マサノリ
---	---	--------

多摩市議会議長 いいじま文彦 殿

女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書

「女性差別撤廃条約」は１９７９年に国連総会で採択され、日本は１９８５年に同条約を批准しました。「女性差別撤廃条約選択議定書」は、女性差別撤廃条約の実効性を高めるために、１９９９年に国連で採択された付属の条約ですが、日本はまだ選択議定書に批准していません。世界では、女性差別撤廃条約の締約国１８９カ国のうち１１４カ国が、選択議定書を批准しています。

選択議定書は個人通報制度を定めています。これは、条約に定める権利が侵害され、国内手続きを尽くしても権利回復がなされない個人が、女性差別撤廃委員会に通報して救済を求めることができる手続きです。日本政府も、個人通報制度は「条約の実施の効果的な担保をはかるという趣旨から注目すべき制度」だと述べ、２０２０年末に閣議決定された第５次男女共同参画基本計画も、「選択議定書については、諸課題の整理を含め、早期締結について真剣に検討を進める。」としています。

国際的な男女平等の度合いを示す「ジェンダー・ギャップ指数」で、日本は１５６カ国中１２０位です。日本の女性の地位と権利は、国際基準に達していません。男女の賃金格差は大きく、非正規で働く女性の比率は半数を超え、シングルで子育てする困難さは言葉に尽くせないほどです。これらの実情は日本のジェンダー平等の遅れを示すものです。裁判所の判決にも、国際的な条約には盛り込まれているジェンダー平等という視点が十分に反映されているとはいえません。

女性差別撤廃条約選択議定書の批准は、この現状を変え、女性の権利を国際基準にする重要な第一歩です。

よって、多摩市議会は、国会及び政府に対し、日本が男女平等社会を実現し、また人権の先進国として国際社会の信頼を得るために、我が国の司法制度や立法政策との関連での問題、個人通報制度を受入れる実施体制等の課題を早急に解決し、女性差別撤廃条約選択議定書を速やかに批准するよう強く要請します。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出します。

令和 年 月 日

多摩市議会議長 いいじま文彦

衆議院議長 殿

参議院議長 殿

内閣総理大臣 殿

総務大臣 殿

法務大臣 殿

外務大臣 殿

内閣府特命担当大臣(男女共同参画) 殿